



平成 26 年 7 月 28 日

各 位

会社名 東邦化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 中崎 龍雄
(コード番号 4409 東証 2 部)
問合せ先 総務部副本部長 天海 孝
(TEL. 03-5550-3737)

「内部統制システム構築の基本方針」の改訂に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 28 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を改訂することを決議しましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

＜コーポレート・ガバナンス体制＞

- ①当社取締役は、法令、定款、取締役会規則の定めに従い、毎月開催する定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、職務執行状況を報告し、重要な経営判断を審議・決定する。取締役会は、社外取締役（独立役員）を含む取締役で構成しており、意思決定の透明性、客観性を確保する。
- ②監査役は、法令、定款、監査役会規則の定めに従い、取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。監査役会は、当社出身者及び独立役員を含む社外監査役で構成しており、公正、公平な視点で監査を行う体制である。
- ③常勤監査役は、国内グループ各社の監査役を兼任しており、取締役会への出席、往査等を通じ各社取締役の職務の執行を監査する。
- ④取締役会は、每期、内部統制体制、コンプライアンス体制を評価・点検し、本基本方針

の見直しを含め、必要な処置を講じる。

<コンプライアンス体制>

- ⑤当社は、職務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を「行動規範」として定めており、代表取締役社長がその精神を取締役及び従業員に繰り返し伝えることにより良好な企業風土作りを行う。
- ⑥代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等から構成される「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を図る。
- ⑦当社は、「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」に従い、取締役及び従業員が、自らの問題として内部統制、コンプライアンスをとらえ、業務にあたるよう教育、研修等を行う。
- ⑧内部統制上の不備、コンプライアンス違反行為等を発見した場合に、通常の報告ルートとは別に、従業員が、直接、通報・相談できる窓口として、「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置する。
- ⑨当社及びグループ各社は、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を「行動規範」に定めており、その周知徹底を図ると共に、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、「法令」、「定款」、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ②これら情報を保存及び管理する体制は、必要に応じて適時見直し、改善を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①当社は、会社の損失の危険に対処する体制等を「リスク管理規程」として定める。

- ②「リスク管理規程」に基づき、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が、各部門に係るリスクを横断的に管理する。
- ③各部門は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」の決定に基づき、毎期、部門ごとにテーマを定め、必要な施策を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。
- ②各取締役は、各々所管する部門において、全社的な目標に沿った部門目標並びに具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。
- ③取締役会を毎月1回定時に、又は必要に応じ臨時に開催することとし、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。
- ④当社部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議（全体会議）、事業分野別の分野会議（分野会議）を半期ごとに開催して、情報を共有化し、経営・事業目標の効率的な達成を図る。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①職務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を定めた「行動規範」をグループ各社で共有し、その浸透を図る。
- ②当社に設置した「コンプライアンス・リスク管理委員会」が、グループ各社を統括し、内部統制体制、コンプライアンス体制の整備を図る。
- ③「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理規程」等、グループ各社で共通化できる規程を、グループ規程として共有する。

- ④当社各部門、内部監査室は、日頃から連携しグループ各社の課題、問題の把握に努め、必要に応じ助言、指導を行う。
- ⑤当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果を「コンプライアンス・リスク管理委員会」、又は必要に応じて当社及び各社の取締役会に報告する。
- ⑥通常の報告ルートとは別に、従業員が、直接、通報・相談できる窓口として設置した「コンプライアンス・ヘルプライン」を、グループ全体で運用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①内部監査室及び総務部が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。
- ②監査役の職務の補助に携わる従業員の任命・異動等、人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ②監査役は、取締役会、全体会議、コンプライアンス・リスク管理委員会、さらにグループ各社の取締役会、董事会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況等を把握する。
- ③監査役は、稟議書等の決裁書類、その他重要な報告書等を閲覧するほか、取締役及び従業員に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- ④監査役会は、代表取締役社長、内部監査室、会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換する機会を設ける。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社は、企業情報の適時・適切な開示を「行動規範」で明確にしており、信頼性ある財務報告の重要性を取締役及び従業員共通の認識としている。
- ②当社及び連結グループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する業務に必要な内部統制を整備し、運用する。
- ③内部監査室が内部統制の適切性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告、必要に応じ改善を行う体制である。

平成 18 年 5 月 18 日 策定

平成 20 年 1 月 29 日 改訂

平成 20 年 4 月 25 日 改訂

平成 21 年 4 月 24 日 改訂

平成 21 年 5 月 29 日 改訂

平成 25 年 7 月 26 日 改訂

平成 26 年 7 月 28 日 改訂

以 上